**農地中間管理事業を利用する方へ**

**〇農地中間管理事業とは**

　農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の借受者（耕作者）を探している地権者（所有者）から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている借受者に農地中間管理機構（公益財団法人長野県農業開発公社）を介し農地賃借を行う制度です。

　なお、農地中間管理事業を利用できる要件は**借受者**が①②のどちらかに当てはまる方のみです。

1. 地域計画において目標地図に位置付けられた農業を担う者であること
2. 「農業を担う者」に位置付けられることが確実な者（認定農業者等）

**〇メリット**

・契約手続を行政がサポートします。

　　茅野市が手続書類を作成し、契約者双方に郵送します。

・賃貸借の際は農地中間管理機構が賃借料の口座振替を行います。

借受者から賃借料が支払われないといったトラブルの回避ができます。

**〇農地中間管理事業確認事項**

**【共通】**

（契約期間）5年以上または10年以上です。

（賃貸借）

・指定口座は1人１口座のみ。借受者からの徴収は毎年11月２０日に指定口座から農地中間管理機構が引落し、地権者への支払いは毎年１２月１０日に指定口座へ農地中間管理機構が振込します。

・賃借料は契約者同士の合意によって決まりますが、周辺農地の賃借料とかけ離れた高額な賃借料は認められない可能性があります。

（物納）

・水稲農家への貸付の際のみ米物納が可能です。

ただし、農地中間管理機構による納品保証はありません。

・毎年1０月頃物納納品報告書の提出依頼を借受者宛にお送りします。

必ずご提出をお願いします。

**【貸付者】**

・農地が未相続や共有名義の際は代表者を定めていただく必要があります。

・所有権仮登記や差押えされている農地は貸付できません。

**【借受者】**

・初めて農地中間管理事業を利用する借受者は事前登録が必要となります。

　　事前登録には、いくつかの条件があるため、登録したい方は市農林課へご相談ください。